

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第2回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課      電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和4年5月25日(水) 午後6時～午後9時10分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	9人 (ほか報道機関7人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 認定・登録について

(矢嶋会長) 資料1の2(1)、資料2の(1)の啓発・教育については、前回確定し、骨子(案)に含んでいるので、最初に資料の1の2(2)ア、また資料2の(2)アの認定・登録についてまず審議を進めていきたいと思う。この項目に関して、答申に盛り込むか否かについてご意見をいただきたい。

(辻委員) 前回お話した内容だが、人権擁護団体を第三者機関が認定して、教育委員会の作成するカリキュラムに必ず意見を述べる機会を創設する。この答申に盛り込む趣旨は相模原市の将来を担う子供たちに差別を許さないという教育を受ける機会を拡大したいということである。こうした認定団体に人権教育に参加していただくことになるので、それを例えば市が経済的に助成するというのを答申に盛り込むべきかと思う。

(矢嶋会長) まずアについては、辻委員から種々の理由から盛り込むべきというご意見をいただいたが、他の委員の方はいかがか。

(金子委員) 私も辻委員のご提案のあった方法に賛成である。その認定をした団体については団体が増えていくように何らかのモチベーションを高めるような方法も設けることもご検討いただきたいことと、障害者の人権の分野では、障害者の人権に積極的に取り組む企業については、市の公共調達などの際に、優遇をする、選出制にしておいて、点数がある程度高いところから積極的に公共調達を行うといった方策をとっているところもあるので、随時そのような形で団体が増えていくのをご検討いただきたい。

(矢嶋会長) 金子委員から入れることについては、先ほどの辻委員と同じく賛成ということで、また、特に障害者の人権関連について具体的にご提案いただいた。他の委員の皆様はいかがか。

(工藤委員) このフローチャートと前回まで討論、議論していた骨子(案)の関係だが、前は骨子(案)はインターネット等について議論していたのだが、その流れによると今回は第三者機関かと思っていたのだが、このフローチャートから見ると、これはこれで議論が必要なかと思うが、骨子(案)でいうとあまり文章化したり修正したりこれまでしていたのだが、このことはこのフローチャートの中でどのような位置づけになっているのか聞きたい。

(事務局) 3月1日の審議会の時にフローチャートを作った中で全体のフローの内容を確認していくという話があった。前回の審議会については、インターネット上の人権侵害や意識調査等についての審議をしたものである。今回、3月の時のフローチャートに戻って本日審議を進めていくものである。

(工藤委員) 答申の骨子について、かなり文章化されている。それを補強したりするので、そこはどうやってなるのか。そこは答申の骨子として、いきってきて公表するのか。フローチャートは全体の流れ、全体がこうなっているということの理解でよいか。そこがちょっと分からない。

(事務局) 今まで審議をしてきた骨子がなくなってしまったという捉えではなく、不当な差別的言動について、どういう流れで対応していくのかというものの全体を今回フローチャートとして示している。今まで骨子という形の中で検討してきたことを文章で示させていた

だいていたが、それが今回示したものに代わるというものではない。以前骨子は骨子で話してきたことは、確実にいきていくというものである。

(工藤委員) 前回までのものは、答申の骨子ということでそのまま理解するということがよいか。今のフローチャート全体の構成がこうなっているという理解だと。そこで(1)の、金子委員の前に言っていたのだが、職員研修の義務化、市の職員、専門家を招いた市職員の研修を義務化する必要があるのではないかと。今までもやっているかもしれないが、さらに強調してもよろしいのではないかと。もう一つ、可能かどうか分からないが、特別職公務員の研修等についても検討してはよいのではないかと。特別職公務員という、議員とか、あとは色々特別な職にある人達だが、色々人権問題も起きている場合も多いので、検討材料でもよいし、その連携をとってやるのもよいけれど、そこを見ておいた方がよいと思う。

(金委員) 認定・登録の一番最初の行の最後に、市の姿勢について賛同表明した市内企業となっているが、自己申告で団体を認定・登録するのか。もしかしたら、従業員・職員20人以上の企業とか、その他は自分から申し出てそういう登録をしたい企業とか、そういう意味に、包括的にできたらどうか。自己申告の企業になるのか。

(事務局) 認定・登録ということで、まず一つ考えられるのは、認定するという行為をするのかということがある。それ自体は、どのようにやっていくのかというところでご意見をいただく部分になる。また、登録については、そういった意識の醸成というものを広げていくというところの狙いがあるので、そういった登録をしていくような企業等を増やしていくことによって、意識の醸成を広く図っていく。そんな考え方でこちらについては、登録の方は意識の醸成を広げていくという意味で、登録の方がハードルは低いのかと思う。

(金委員) 私が聞いたことは、市の姿勢について賛同を表明したという部分で、賛同していない人たちには認定・登録しないということになるのか。もちろん賛同しないと認定・登録もしないのだが、もし職員20人以上の企業は登録できるとか、その他職員は少ないけれど市の姿勢に賛同するから登録するという制度だったら、そういう表現だったらもっと幅が広がるのではないかと。思っただけである。

(事務局) 意識の醸成を広げていくという意味では、今、金委員がおっしゃったようにそういったルールを考えていくことによってより広がっていくのかと思うので、そういった考え方もあるものと考えている。

(金子委員) このような団体が増えるように、市の方として、啓発もしくは広報を積極的にしていくことは、もちろん市の責務として明記しておいた方がよいと思うし、また、事業者の責務規定をどこかにおいて、事業者も人権の推進に取り組む、一般的な責務を置いた方がよいと思うが、この認定・登録のところについては先ほど金委員がおっしゃったとおり、あくまでも自己申告制であるべきであると思う。自己申告の事業者の規模は問わないでよいと思う。自己申告をして、先ほど申し上げなかったが、本当にその企業が、市が設定した基準を満たしているのかどうかということ、ちゃんと1年に1度でも2年に1度でもよいので、それなりに報告書を提出させるということが必要となってくると思う。その点で参考になるのが、国連にグローバルコンパクトという取組がある。これは、人権だけではなく、労働者の保護とか環境の保護などに積極的に取り組むということ、国連に対して企業が自己申告して、グローバルコンパクト加盟企業という形で国連から認定さ

れる。1年に1度必ず何をしているかを報告しなければならないで、その報告を怠った場合は除名処分となる。このような形で、単に手を挙げただけでは何もやっていないかもしれないので、手を挙げた上で、それなりの利点を設けてモチベーションを高めた上で、しかし、ちゃんとやっていないところについては、除名するという仕組みをちゃんと作って、本当に一生懸命やっているところだけを残すというそのような仕組みを作っていたらと思う。

(工藤委員) 認定・登録のところなのだが、人権配慮団体、名称は別に考えればよいと思うが、人権を尊重する立場で活動する団体はかなりあると思う。企業も認定されるだろうし、民間の団体、色々と活動している団体はかなりあると思う。社団等と書いてあるが、等のところをちょっと具体化したほうがよいのではないかと思う。特に民間の団体は、別に社団等でなくても、色々と活動している団体はかなりある。具体的に言うと、人権のN G O関係、それから研究者等も、それぞれ有名な方もおられるし、活動している方はおられるので、そのようなことも含むのだということを、明記しておいたほうがよいのではないか。人権N G O、人権尊重の民間団体とか、そのような形で協力関係を、人権配慮団体を少し拡大して、人権尊重の市政に反映されるのではないかと思う。

(岩永委員) 条例の検討が始まった頃から言っているが、これに似たことが、男女共同参画でやっている。市の職員に聞きたいのだが。男女共同参画を推進している団体を表彰したりしているが、公表したり、広報紙に載せたりとか、登録団体になっているかどうかはちょっと私も分からないが、少し男女共同参画でやっていることを事務局から説明してほしい。

(事務局) 経済部門で、市内の企業で仕事と家庭の両立支援に取り組む企業については、表彰をしており、それを人権・男女共同参画課で発行している「ともに」という冊子に掲載している。ワークライフバランスに配慮した社会環境づくりのための意識向上を図ることを目的にして、表彰しているという活動がある。

(岩永委員) 前も言ったのだが、男女共同参画でやっていることを、同じではないと思うが、市ならちゃんとできるのではないかということ、皆さん知らないだろうと思ったので発言させていただいた。

(大貫委員) フローチャートの(2)アのところで認定・登録の下に「無」があるということは、左の「大」、「東」、「川」、これは左の啓発については、3団体はあるが、ここは規定の項目がないというふうに考えてよろしいか。

(事務局) 大阪市と東京都、川崎市の三つの団体の、条例上にはないという意味での「無」である。

(大貫委員) 色々な認定が難しいから載せていないのか、その辺は分からないか。

(金子委員) 載せていない理由は分からないが、決して難しいことではなく、非常に簡単なことである。苦労は多いと思うが、条例を作る上ではさして難しいことではなく、先ほど申し上げたが、北海道の障害者差別解消条例などでは積極的に取り入れている手法である。

(工藤委員) 人権配慮団体の活動の中身も少しどうなんだろうと思っている。ただ登録しただけで終わりなのか、何かこういう活動してほしいのだということ、少し目標ではないが掲げるのか、是非一緒に色々な実態調査とか、それぞれの分野があると思うので、是非調査に協力するようなことを、少し具体的に記述した方がよろしいのではないかと思う。た

だ認定だけでは何をするのがあるので、その辺検討するのかなと思う。

(矢嶋会長) 認定・登録については、多角的に具体的なご提言を多くいただいたが、盛り込むことについては、意見は一致していたと思う。皆さんのご発言を再現することはしないが、盛り込むということで、皆さんのご意見を今後事務局と整理してまいりたいと思う。

## (2) 声明について

(矢嶋会長) 次に、資料1の2(2)イ、また資料2の(2)イの声明について、この項目を答申に盛り込むか否か、盛り込む場合にどういうことが必要かということについて、ご意見をいただきたい。

(辻委員) チャートによると、おそらく、事後的ということだと思うが、市が声明を出す場合は、第三者機関からの答申を受けて、速やかに差別を許さない旨の声明も出すこと、第三者機関に答申が求められるわけなので、第三者機関の答申は、一定の期限内に市に対して答申することというふうに条例に規定することを提案する。

(矢嶋会長) 声明は入れるという前提でのご発言だったと思うが、他はいかがか。

(金子委員) 今の点なのだが、期限を設けておくというのはもちろん必要なことであると思うが、逆に、緊急を要する場合は、第三者機関への諮問を経ずに、市長が専決的に声明を出せるという制度も設けていただきたいと思う。極めて緊急を要する場合というのはあり得るので、事後的に第三者機関に報告するということが必要になると思うが、緊急声明という制度も設けておいていただければと思う。

(辻委員) 今の意見に全く賛同する。そのとおりである。

(工藤委員) 政府言論の声明のところと少し関係するので、少し長くなるが、報告し、提案したいと思っている。課長と相談したら、ここ政府言論のところできたらどうだとあったので、少し長くなるが提起させてほしい。実は、23日になるが、メールで、署名活動についてという文書が、チラシみたいなものがそれぞれの委員のところに戻ったのではないかなと思う。そのことについてである。「特定メディアが捏造云々という署名活動について」という見出しの署名の要請である。この団体については、今日の神奈川新聞で詳細に分析をしていたので、今日の神奈川新聞を読んでいただければどういう団体かということはいくぶん分かるのではないかなと思う。この団体は、普段からTwitterとか相模大野駅前、川崎市の条例を日本人差別条例だというデマを流している団体である。その配布しているチラシには、相模原市で条例が制定されると外国人に反論しただけで差別となる可能性があるというようなこともTwitter等で主張している団体である。また、同じくTwitterには、この団体の会員と名乗っている者が日本で起きている強姦事件の犯人の半分が在日コリアンであるとの差別コメントを書き込んでいる。今回の文書に掲載されている署名についてのコメントについても、相模原市の条例ができれば、まだできていないし提案もされておらずこれ自体もおかしいが、国を外国人に売り渡すとか、日本人の口を塞ぎ侵略されるとか、デマ宣伝をネットで拡散している団体である。これは大変危険なことであると思う。実際に昨年8月に京都のウトロ地区で在日コリアンの関係施設が放火され、今裁判中の事件があった。それもネットの差別デマで影響を受けたというふうに犯人は言っている。そのほかにも、東日本大震災でも外国人が犯罪をしているというデマがネットに流れたりした。ネットデマは大変危険である。このデマを信じた右翼団体が中国人を殺すと

いうことを、自警団を組んで回ったこともあったという話もあったと聞いている。したがって、こんなコメントが大変怖いのだと思う。ヨーロッパでもつい最近も事件があったが、白人至上主義とかネオナチが、移民の流入によって、特に有色人種に仕事が奪われるとか、白人が他の人種を受け入れてしまうとか、そういうことを主張している。つい先日5月14日にアメリカのバッファローで10人の黒人が殺害されるという、いわゆるヘイトクライムが起きている。たぶんこうした主張にかなり影響されているというふうに思う。したがって、デマと言っても通り過ぎるのではなくて、打ち消さないと大変なことになると思う。文書を出してきた団体は、近くチラシを新聞折り込みで入れるということも情報で入ってきている。やはり市としても、そういうデマがあれば、否定する必要があるのではないかと。これは政府言論の一つの手法かなと思う。そういうデマの否定は、条例がなくてもできると思う。昨年、帯広市で生活保護を受けているといった嘘の情報が、中国人が大量に流入して生活保護が増えているということが大分投稿されて、市としては嘘の情報であり拡散しないよう呼び掛けてもいる。そういうことも出ているのではないかと。ヘイトスピーチがどのような状況にあるのか、どのような差別やそれに基づくデマがあるのか、少し差別団体の動き等については、市の職員が調査研究しているわけではないので、常に調査研究している外部の専門家や、現場を分かっている市民、個人、団体と連携することが必要なのではないかと考えている。デマの打ち消しは当然であるし、市民に影響がないように何ができるのか効果的な方法を考えていくべきだと思う。これは、政府言論をどうするかということについて検討する場合かなと思うので、ちょっと提起したいと思う。

(辻委員) 工藤委員の点でとりわけ市ではなく第三者機関が調査権限を有していることという辺りは、工藤委員がおっしゃったことは条例に明記すべきだと強く感じた。おそらくは色々なご意見があると思うので、条例を支える事実について、それが存在するかというところは中立性を確保するため第三者機関に十分に人材と予算、時間を確保した上で事実を認定していくということの意味でも、今のご意見は参考になると思う。

(金子委員) 今の工藤委員に直に関係するわけではないが、市長が声明を出すときに、第三者機関に諮問をするということになっているが、その逆に、第三者機関の方から、市長に声明を出すことを求めることができる権限を第三者機関に与えておくべきだと思う。市長はその求めに応じないということであれば、理由を説明する責務を市長に負わせておくべきだと思う。

(矢嶋会長) 金委員からご賛同の表明がされているが、他にいかがか。

(工藤委員) 辻委員と金子委員の意見に全面的に賛成である。ただ、あまり悠長な時間をかけていられないので、第三者機関で迅速にきちっと審議をして対応するというのであれば、大賛成である。

(金委員) 第三者機関というのは、常に何か事が起きた後で意見を伺って何かするという意味でなされているのか。ヘイトウォッチャーとかそういう組織が常にあるとどこかで何か起きるとか、そういうことを調べる、そういう機関のことを第三者機関とおっしゃっているのか。

(矢嶋会長) このフローチャートは事案発生というところからできているが、金委員の発言は、事案発生以前の段階でのことか。

(金委員) 条例のどこかの部分に、ヘイトウォッチャーというか、常にヘイトとは何かとか、差別発言とは何かということピックアップできるような、そういうシステムがあれば、すぐ第三者機関にも問い合わせがある、こういうことがあったよ、とか市長にこういうことがあったよとか、ということができるとはではないか。今は、いつも後付けで追っている感じがする。

(矢嶋会長) このフローチャートには、盛り込まれていないという理解で、金委員のご発言があったということによろしいか。

(事務局) フローチャート自体は、考えられる一般的なものをとりあえず示させていただいているので、そのご意見をいただければというふうに思っている。第三者機関については、どのような場面でどのような機能を持つようにしていくのかということは、今後考えていく事案と思っている。

(辻委員) フローチャートに沿って実施していくというところだが、おそらく個人の、被害を受けたと主張する者が差別の発生について申立てがおそらくあるかと。それが常駐している第三者機関が調査権限を行使するきっかけになろうかと思う。今、認証団体がこれから多く増えていくということになれば、認証団体からの連絡、情報共有といったこともある。そうしたことをきっかけに第三者機関が調査権限を行使するということになると思う。おそらくその辺りを想定されているのかなと思った。

(金委員) 辻委員が言った認証団体。被害者の訴えに答えることが今は大半である。被害があってそれに後付けで訴えていくが、それじゃなくて、常に社会を見るというか、こういう活動する人がどこかでこういう発言をするという認証団体を相模原市で設置するようなことが盛り込まれるとよいと思う。

(片岡委員) 今の第三者機関だが、わりと一般的に事案とか、事が起きてから第三者機関を立ち上げることが世間では多い。しかし事が起きなくても、前もって第三者機関を立ち上げておくのはいかがか。

(金子委員) 事務局から答えてもらうことかもしれないが、我々がここで議論している第三者機関というのは、常設機関であり、常に存在している。任期は決まっているが、我々のような審議会をイメージしてもらえるとよい。この審議会のように常設機関なので、何か起ってからアドホックに作られるものではないと思ってもらえればよい。

(片岡委員) 前もって常設されているということか。

(金子委員) そういうことである。

(片岡委員) 理解した。

(矢嶋課長) ほかに声明に関して意見のある委員はいるか。では声明についても答申に盛り込むということで進めていきたいと思う。

(事務局) 第三者機関の話だが、金子委員からは常設ということであるが、あと考えられる方法は、事案が起きた時に、確かに市だけでは、なかなか把握することができないと思うので、市民や団体の方からの情報提供を受け入れて調べていく。そういうやり方で広げられていくのかなと思っている。話が少し違うが、拡散の防止に関して、例えば大阪市では通報を受け入れたりしているので、そういったやり方が、で幅広く集めていくというのはありなのかなという気がしている。

(工藤委員) 第三者委員会、機関の議論に入っているが、事件が起きてから被害者にどう対応

するのかというのが一つ当然あるが、事件を未然にどう防止していくのかということが大変大事である。例えば津久井やまゆり事件があったが、事件が起きてからだと、悲惨なことになる。さっき言ったアメリカのバッファロー事件も、事件が起きてからでは悲惨な状態になる。どう未然に防止していくのかという視点が大事である。そういう点では市の職員だけでは無理なので、人権の市民団体、NGO、それから研究している団体、個人の密接な連携がとても大事である。第三者機関の中ではそういうことを位置付けたら、情報が共有化できるのではないかと思う。

(3) 相談について

(矢嶋会長) 次に、資料1の2(3)、また資料2の(3)の相談について皆様からご意見を伺いたいと思う。

(金子委員) 相談は当然入れるべきだと思うが、専門機関若しくは専門の団体、特にNGO、人権関係の相談に応じているNGOなどとよく連携をして、専門家若しくはピアカウンセリングと言われるような同じ立場にある人同士の相談が受けられるように、市がそこを繋ぐというような形での相談も是非盛り込んでいただきたいと思います。

(矢嶋会長) 相談に関して、金子委員から具体的な中身に関わるご発言があり、辻委員は賛同ということだが、それ以外にいかがか。

(工藤委員) 相談だけでなく支援も必要だと思うので、支援体制、救済は後でどこかでやるのだろうが、そういった掲載が必要だと思う。それから、今ある相談機関、子供とか男女とか障害者とか、様々な相談支援があるのでそことの連携をどうするのか、人権条例の中でどうすべきなのか。当然連携を取ってそこでやると思うが、その位置づけを明確にしていく必要があるのではないかと思う。

(矢嶋会長) 既存の機関との連携、位置づけということだが、事務局として何か既存の機関と今回の件との関連性について何か発言があるか。

(事務局) 既存の相談機関、様々あると思うので、そういう所も活用しながら運用ができればよいのではと考えている。

(工藤委員) それぞれの相談機関の中でも議論があると思うので、具体的にはその所で議論がされると思うが、少なくとも今ある相談機関の強化、質の強化をしっかりと打ち出していくべきだと思う。市民団体の要請書の中に教育問題のものがある。子供のことで、こういうことをして欲しいのだというものが送られてきた。そういう意識もあるので、今ある相談機関を充実強化して連携していくことを明確できたらよいと思う。

(岩永委員) 資料1の2(3)イにこころの相談など、と書いてあるが、こころの相談をポンと出されても、すごく辛い中相談機関を案内されただけでは辛すぎる。必要に応じて相談窓口を案内するとあるが、前のところと一緒に支援体制を整えてないと辛すぎる。

(矢嶋会長) 先ほど工藤委員からも発言があった支援にも目配りをしてということだと思う。

(片岡委員) こころの相談ということで、今現在、神奈川県、東京都ほか、他県でもSOSなど色々な名前で、たくさんこころの相談をやっているのでもそういう箇所を既存の機関としてお知らせするようなページを作ったらいかがか。これはもうたくさんある。今、特に自殺者も多いので、テレビでもかなりやっていると思うが、神奈川県でも相模原市でも横浜市でもいっぱいあるので、そういう機関を載せたほうがよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 情報の周知が大事ということだと思う。他にいかがか。なければ、先に進めさせていただく。

#### (4) 拡散の防止について

(矢嶋会長) 次に、資料1の2(4)、また資料2の(4)の拡散の防止についてである。ここでは、資料1で、他都市の例との比較から検討が必要と思われる事項の記載があるが、これらについてご意見をいただく前に、この項目を答申に盛り込むか否かのご意見を伺って、その後に、検討が必要と思われる事項についてのご意見を伺うという順番で話を進めさせていただきます。まず、この項目を答申に盛り込むか否かについての意見を伺いたいと思うがいかがか。

(金子委員) 拡散防止についても、盛り込むべきであると思う。特にインターネット上の情報などについては、拡散の速度、範囲が非常に広いわけであるから、速やかにプロバイダに削除要請を出すなどの措置を取れるようにしておくべきだと思う。ここについても先ほどの声明と同じように、フローチャートでは第三者機関へ意見聴取とあるが、緊急に措置を取る必要がある場合には、特に第三者機関の意見を聴取しなくても市長が迅速に措置が取れるようにしておくという仕組みも必要というふうと思う。

(辻委員) 金子委員の意見に賛同する。繰り返しになるが、公表する場合は、不利益を生じる者に必ず手続的な保障を用意した方がよろしいかと思う。恐らく第三者機関が調査権限を有して、その調査に基づいて公表を判断することになるかと思われるので、対象者に必ず告知し、防御の機会を与えるということが必要かと思う。もし、告知に対して表現者の応答がない場合は、一定の期間、恐らく7日間になるかと思うが、第三者機関の答申を経て公表に移るか。リベンジポルノのことを考えると、権利侵害が明白で緊急の場合は2日間でもよろしかろうかと思う。今の金子委員に賛同して少し追記したものである。あとは、公表する主体は市であり、メディアではないということに蛇足ではあるが付け加えておいたほうがよろしかろうと思う。日本国憲法上、メディアは何かしら一般の市民と異なる特別な権利を有していない。もし、一般の市民もメディアも、裏付けのしっかりした調査を行わないで、確実な根拠もなく誤った報道をしたというような場合は、何かしらの法的な責任が当然生じる。メディアであるということを経由して特別に何かしら責任を免除されるというわけではない。メディアが市の公表に基づいて報道する場合は、当然のことながらそちらでしっかりと取材が必要になると思われる。これは条例に書き込むことではないが、少しいくつか問い合わせがあったので説明した。

(矢嶋会長) 答申に盛り込むことについて、お二方から当然入れるべきだのご発言があったが、まずここを固めたいと思うが、盛り込むべきではない、盛り込まなくてよいのではないかというご発言の委員はいるか。いないと思われるので、今具体的な手続等に関するご発言もあったが、先ほど申し上げたように検討が必要と思われる事項というのが拡散の防止についてはあるので、その二つ、まずはアのどのような表現活動を対象とするのかについてご意見を伺いたいと思うがいかがか。大阪市、東京都、川崎市の例が事務局作成の資料では挙げられているが、こういったものに鑑みて、相模原市ではどのようなものを対象とするのかについて、ご意見を伺いたいと思うがいかがか。

(辻委員) 相模原市の場合は、他の条例よりも少し進歩的なものなので、本邦外出身者ではな

く、今回の条例の答申にもあるように、国籍や障害者、私自身はこれが大事だと思うが障害者、LGBTQ、コロナの後遺症で悩む方、それから部落、宗教、性別、人種というものを広く禁止しているもの。これは例えば中国や韓国だけではなく、差別を許さない姿勢を条例の定義で明らかにしたところなので、川崎市の所にある（２）イの採用は違うかなと思う。川崎市の場合は本邦外出身者というふうに明記しているが、相模原市の場合は定義規定がもっと広いわけだから、ここはちょっと違うかな、という意見である。

（金子委員）今の辻委員の意見に賛成である。言動の禁止のところでも少し間口を広げたほうがよいという話を私が以前したが、こちらの拡散の防止のところについても、いわゆる様々な属性を共有する人たちに対するヘイトスピーチについては、なるべく幅広く取り上げるべきかというふうに思う。

（辻委員）金子委員がヘイトスピーチとおっしゃったが、私は、相模原市は独自の素晴らしい規定（差別全般を対象にする定義規定）を今用意したので、差別を許さないという言動というふうにコメントさせていただきたい。

（金子委員）私のヘイトスピーチは蛇足だった。差別全般についてである。

（工藤委員）東京弁護士会のモデル条例案があって、これは人権差別撤廃モデル条例案なのだが、その中の第２条第４項に、言動とはこんなことを掲げているのだということで、何項目かあって、それから第５条に、こんなことが差別なのだと、こんなことをしたらいけませんよということが、結構色々縷々出ている。そんなことも少し参考になるのではないかなと思う。かなり長いが、相模原市なりに、色々参考になるのかなと思う。とりあえずそこだけ提起させてほしい。

（事務局）今、ご議論いただきたいのが、どのような表現活動を対象とするのかということなのだが、例えば川崎市でいうと、インターネットを利用するものについて対象とすとなっており、東京都であれば、集団行進や集団示威運動というものも含まれている。そういう分野について、相模原市としては、どういうものを対象としたほうがよいかというご意見をいただければと思う。

（矢嶋会長）具体的な活動の内容について、皆様からご意見を伺いたいということか。

（事務局）そのとおりである。

（矢嶋会長）それではその点に関して、改めて委員の皆様にご意見を伺いたいと思うが、いかがか。

（辻委員）私は川崎市の（２）イの本邦外出身者というところはちょっと違うかなと思うため、インターネットによる方法が含まれている東京都の「集団行進及び集団示威運動、インターネットによる方法その他手段により行う表現行為のうち、次に掲げるもの」というのが、ふさわしかろうかと思う。その理由は、先ほど述べた相手方に対する告知をした上で、７日間、２日間という期間が存在するため、インターネット上の手続を考えると、そちらがよろしかろうかと思う。

（矢嶋会長）辻委員から、東京都に倣ってはというご意見があったが、他の委員の皆様はいかがか。

（金子委員）今の辻委員のご提案のとおりでよいと思うが、東京都の場合の、「インターネットによる方法その他の手段」の「その他の手段」に入ってくるかもしれないが、大阪市では、印刷物、光ディスク等の販売・頒布・上映等々ということが含まれているため、大阪市の方にも倣って、東京都が「その他の手段」と言っている部分について、もう少し例示

規定を設けてもよいのかなと思う。

(金委員) ビラがまかれること、ビラを新聞に差込というか、そういうふうにして、家庭にまかれたことも規制に入った方がよいのではないかと思った。そういうことも、「その他」に入るのか。そういうことも制限をかけるべきかなと思う。

(辻委員) 表現の自由に規制をかけるといった場合は、対象をしっかりと明確に確定したほうがよいかと思うので、金子委員が今おっしゃったとおり、「その他」のところは全てを含めるのは、極めて対象者に対して予測可能性を損ない、萎縮効果をもたらすことになる。このため、(注)の印刷物という規定をおくという、対象者の活動を限定するというのには、おっしゃるとおりだと思うので、そのようにご理解いただければと思う。

(工藤委員) 東京弁護士会のモデル条例案だと、抽象的だが出ている。特定の者に対する差別的取扱、侮辱、嫌がらせその他特定の者に対する差別的言動などなど。インターネットにおける差別、それから誹謗中傷、ここは絶対に必要だと思う。色々と大衆的な行動を起こすこともある。そこはきちっと、それがヘイトだということになれば、そういった大衆的行動自体にも規制をかけていく必要があるのではないかと思う。

(辻委員) 一応確認だが、今お話をされているのは、今お問い合わせがある、アとイの拡散防止措置と公表の内容の対象とする表現活動という理解でよろしいか。

(事務局) 「ア どのような表現活動を対象とするか。」の部分である。

(辻委員) 一応、どのような団体であっても、集団示威運動をするという憲法上の自由は認められる。憲法の保障する自由を一般的に規制するということは認められないのが原則である。今の定義規定をもう少し限定するというのであれば、そうした不当な差別の中でも、より限定されたものが対象になってくるところは、第三者機関の認定に委ねられるのかなという気は少ししている。もう少し皆様のご意見を伺ってからというふうに思うが、例えばジェノサイドを標榜したり、不当な差別を扇動したり、悪意を持ってそうした差別を促したりというようなものに、恐らく相模原市のこの対象としている対応、アとイの拡散防止措置、公表の内容(第三者機関の認定する対象)は限定されるのかなという思いがしている。もちろん、不当な差別には該当しない様々な表現活動は憲法上保障されるが、ここで検討している規制の対象は、規制するために限定していくべきことは、少しここで述べた方がよいかなとお話を伺っていて思った。

(矢嶋会長) 今、辻委員のご発言の中で、さらに皆様にご意見伺いたいということだが、いかがか。

(工藤委員) 今の辻委員の発言に賛同する。一般的なデモ等の禁止は困ってしまうので、対象を限定して、対象行為を限定して、きちっと対応していくことは大事だと思う。そこはやっぱり誰が認定するのか。やはり第三者機関かなと思う。迅速にやらなければならないと思う。川崎市は、そういった認定、ヘイト団体だと認定された場合は、デモやビラまきも対象となっているようである。

(金子委員) 少し話を整理した方がよいと思う。今は、拡散防止措置についての検討である。言動の禁止、フローチャートでいうと(4)のところなので、(4)と(6)の話が混同されているのかなと思う。フローチャート(4)の方の対象と、(6)の方の対象はちゃんと分けて議論すべきだと思うということだけ申し上げたい。

(矢嶋会長) ご指摘いただいたとおり、今議題となっているのは、フローチャート(4)の拡

散の防止の対象とする表現活動であるが、いかがか。金子委員、混乱を回避した場合、改めて拡散の防止の対象とする表現活動というのは、先ほど辻委員からは東京都の例に倣って、金子委員からは「その他」について具体的に例示をすべきだというお話だったが、それはそれでよろしいか。

(金子委員) 先ほど辻委員がおっしゃったのは、言動の禁止のほうについては、より明確にということをおっしゃったのだと思うのだが、辻委員それで合っているか。

(辻委員) そのとおりである。

(金子委員) であるため、今は、言動の禁止はかなり厳しい措置になるが、それ以前の、拡散の防止については、言動の禁止よりは少し幅広く捉えて防止措置がとれるようにする。その対象をどのくらい広げるのか、どのくらい限定するのか、というところを今議論すべきであると思う。

(辻委員) そのとおりである。

(矢嶋会長) では拡散の防止に限定して、ご意見が他にいらっしゃるか。よろしいか。それでは、イの拡散防止措置及び公表の内容をどうするのかについて、検討が求められているが、この点に関してはいかがか。

(辻委員) 私自身は、表現者に対して不利益な何かしらの対応がある場合は、相手方に必ず言い分を聴く機会を与えるべきだと思う。自分自身のどういった活動が不利益を受けるのかということが明確であったほうがよろしかろうと思う。行政法、憲法分野では、公表というのは、一般的には情報の提供であって、個人の表現の自由など、何かしらの権利利益の制限に関わるものではないという見解も存在しているが、やはり表現活動が問題になっているため、相手方がどのような行為が対象になっているのかを理解する上では、こうした対応の、川崎市の対応の項で(2)の例だと、ア、イ、ウ、エというふうに入っていて、こちらのものであれば、対象者も、何が公表の対象となっているのか、拡散防止の対象となって告知の対象となったのか、あらかじめ予測と理解ができるのではなからうかと思う。

(矢嶋会長) 辻委員からは、川崎市の例に倣ってはいかがかということだったが、いかがか。

(金子委員) 私も今の辻委員のご発言に賛成する。拡散防止措置について、やっている当事者だけではなく、プロバイダに対する削除要請、あるいはそれが第三者を介して頒布・販売されている場合には、頒布・販売している第三者に対して、頒布・販売を中止するように要請する、そのようなことについても例示しておいたほうがよいと思う。

(辻委員) 他の委員の方にご意見を伺いたい。大阪市の条例だと、表現活動を行ったものの氏名又は名称というふうに記載されているが、その点について、他の委員の方はどのようにお考えなのか、少し伺いたい。

(矢嶋会長) ある意味大きな論点になるところかなと思うが、皆様いかがか。辻委員、ご質問の趣旨をもう少し具体的にご説明いただいてもよろしいか。

(辻委員) 不当な差別を行っているという申立てがあったとする。そうすると、第三者機関が調査権限を行使して、実際に不当な差別があったか、相模原市の条例の定義規定に合うような差別があったかを認定する。第三者機関は、問題となっている行動を調査する。対象者に告知して、相手方が果たして不当な差別を行っているかについて、防御の機会を第三者機関が与えるということになる。そうした上で、返答がないというような場合は、第三

者機関がプロバイダに問い合わせ、名前が出てくると、その名前を市が公表するということになる。この辺りについては、かなり表現活動についての制約を迫るものになるため、法律をかじっている人間だけではなく、一般の市民の方が、どのようにこの辺りをお考えなのか、少し私自身興味があるため、伺ってみた次第である。

(矢嶋会長) というご趣旨の発言であるとさらにご説明いただいたが、皆様いかがか。

(辻委員) もう少し言うと、最高裁はこの大阪市の条例の公表規定については合憲だと判断しているようだが。

(矢嶋会長) いかがか。

(工藤委員) 僕は、大阪市の条例の第5条に賛同したいと思う。手続がかなり慎重になるかと思うが、やっぱりそれで安泰、これはそういうヘイトだというふうになれば、当然公表してよいと思う。ただ、公表する前に、公表するのだということが、抑止の効果もあるため、きちっと掲載して、公表するということを明確にした方がよいと思っている。大阪市では一定の効果が出ていると聞く。合憲でもあるし、是非公表したらよいのではないかと思う。

(矢嶋会長) 公表には賛同というご意見があったが、他の委員の方はいかがか。

(片岡委員) 氏名と名称の公表はとても重いものがあると思うが、やはりヘイトスピーチとか、そういうのはとても人間としてやるべきことではないことをするわけだから、やはりそこは厳しく対処して氏名又は名称を公表すべきだと思う。それから少し遅れてしまい申し訳ないが、先ほどの、東京都の方で集団行進及び集団示威運動とあるが、この集団示威運動というのは、街宣活動も含まれるのか。今になってこんな質問をして申し訳ないが、金子委員でも辻委員でもお答えいただけないか。

(金子委員) 含まれる。集団示威運動というのは、例えば、駅前で集団で集会を開いてそれが第三者に対して演説のようになっているというようなものを言う。

(片岡委員) 街宣活動は入るということで、どうもありがとうございます。

(矢嶋会長) 氏名の公表についてはすべきだというご意見が複数出ていたと思うが。

(辻委員) そうしたら、川崎市のア、イ、ウ、エの後にもしかしたら表現活動を行ったものの氏名又は名称が入るのかなということを、留保付きで提示をお願いしたいと思う。これは後の方でちょっと関係してくるが、とりあえずはそうなのかなという形でご提案したいと思う。私自身もここは、確信があるわけではない。

(金子委員) 公表の場合、単なる事実の公表と、それから氏名を公表した場合には制裁的公表になってくるのだが、今、辻委員が留保付きとおっしゃっていたが、ちょっと私は制裁的公表については、相当消極的である。言動の禁止、ヘイトの禁止の方を、フローチャート(6)の流れの公表であれば制裁的公表もあり得ると思うが、制裁の措置の一環としてここでは公表が入っている。ただ、(4)の方の流れの公表は、少々ちょっと躊躇を覚える。

(辻委員) 単なる事実の公表であれば問題はないのだろうが。

(矢嶋会長) 氏名の公表まで含むかどうかに関してはちょっと慎重であるべきだというご意見も出たが、いかがか。

(金委員) 金子委員の慎重論はどういうことか。

(金子委員) フローチャートでいうところの(6)の場合には、悪質なヘイトスピーチについ

て、制裁的公表として、この制裁的公表を相模原市が入れるかどうかは分からないが、川崎市の場合には制裁的公表をできることになっているわけだが、悪質なヘイトスピーチに限定をしてできるほどの、ある意味重い措置を、この拡散の防止は少し間口を広げようという議論になっているから、その間口を広げた部分についてまで制裁的公表ができるということは、やったことの重さとそれに対する制裁の重さとの比例が取れなくなるのではないかというのが私の懸念である。

(金委員) まだ少し難しいのだが、拡散がもっと悪いのではないのか。インターネットとかであって、拡散したら収拾がつかないことをされる側からすると、それは名前とか公表してもよいような気がする。

(金子委員) そうであるならば、その措置を(4)の流れではなく、(6)の流れの方に乗せて拡散防止を図る、というのなら分かるのだが、差別的な、例えば、何々人を殺せとかいう発言ではなく、もうちょっと弱い差別発言、そういうものまでこちらで氏名公表という制裁的公表ができるというのは少々条例の作りとしては荒っぽいかな、ということである。表現の自由がやはり認められるので、その表現活動の制約については、やはりもう少し慎重になった方がよいのではないかなというふうに思う。

(金委員) でもそういうふうに慎重にするために第三者機関へ意見を聴取したりして、色々な措置をした後で、拡散防止をすることになる。それでもこれが広まったとか、そういう相手に対してもやっぱり配慮はもちろんするのだが、お互いの自由が認めることなのだが。

(金子委員) 間口を広げるのであれば、要するに規制というか、何らかの制約の対象になる行為を広げるのであれば、(4)の流れと(6)の流れでももう少し明確に厳格度を分けておかないと、平仄がとれないかなというのが私の懸念である。なので、もしも氏名公表、制裁的公表まで入れるのであれば、むしろ(6)の流れに持って来るべきである。つまり勧告・命令というようなかなり何段階か踏むというわけである。これはあくまでも川崎市の条例の話なので、相模原市がどうなるか分からないが、少なくとも3回同じ行為をした場合に初めて制裁的公表ができるという流れが一方であるにもかかわらず、一発アウトという(4)の流れで、広く言論規制ができるとなると、それは少し条例の作りとして、荒っぽいのではないかというのが私の懸念である。

(辻委員) 制裁的な公表だと表現者が主張する可能性を前提にする場合は、勧告を間に挟んだ方がよいのかなと。勧告して、やはりそれでも勧告に従わず差別活動が続けるのかと。

(金子委員) (4)の流れに制裁的公表を入れるのであればせめて勧告を入れる必要があるのではないか。

(辻委員) 市民に対する情報の提供ではなく、制裁としての公表であると言われる可能性も十分に存在するだろう。不利益処分に対する手続的保障を分厚くしておけばよいかと思う。勧告まで入れておいて、市としては事実の公表なのだと言主張する一方で、表現活動を行っている者は、制裁的公表だと主張するということもありうるだろうから、間に勧告を踏まえて、対応するということが金子委員はいかがか。

(金子委員) そうすると、でも間口がかなり広い。

(辻委員) 先ほどの議論でそこが飛んでしまった。間口が広くてその絞り込みのところ。

(金子委員) 大阪市はヘイトに限定しているか。

(辻委員) 限定している。

(金子委員) 川崎市は氏名を公表対象としているか。

(辻委員) 川崎市は氏名公表はない。

(金子委員) かなり幅広いにもかかわらず、氏名まで公表というのは、ちょっと比例原則に反するのではないかなというのが法律をかじった人間としての感覚である。

(矢嶋会長) 金委員の疑問は解消されたか。

(金委員) 疑問は解消されたのだが、私は氏名を公表するのに一票入れた。金子委員の話は、理解はできたが、拡散防止の方がもっと重くなるのではないのかなという認識があるので、その間に勧告するといった辻委員の意見に一票を入れたい。

(金子委員) 命令まで入れて同レベルの手続的適正性を保たないと、勧告を入れただけでは、平仄はとれないのではないか。

(岩永委員) ということは、(4)の流れで、公表の前には勧告を入れるということか。

(矢嶋会長) 勧告も、場合によっては命令も入れるというご提案が出ている。

(金子委員) 少なくともワンクッション入れないとあまりに厳しい。名前を出す、社会的にもレッテルを貼るわけであり、これは社会的には非常に怖いことである。公共機関が社会的害悪に当たる行為を行ったということを警察のように物的証拠を、明確に捜査で挙げた上でそのようなことをするならまだしも、あくまでもその市の一行政機関が、どのような事実認定をするのかはまだこれからの話だと思うが、特定の人に対して社会的な差別者であるというレッテル貼りをすることになり、これは相当慎重に考えないと、その権限が濫用された場合には、極めて重大な人権侵害につながることもあり得るので。我々はどうしても今この話をするときに特定の場面が頭に思い浮かんで話をしてしまうと思う。川崎市や相模原市で行われていることが頭の中にあって、ああいう人たちにと言うふうに思っ、話をしてしまうが、そうではなく、一般的にこれは誰に適用されるか分からない条例なので、どういう人間が政治権力者になって、市長になって、市の職員になって、どういう市民を対象にこの権限を行使するかということは、分からない。そういうことを考慮に入れた上でやらないと、例えば政治的な言論を封殺するために悪用されるということも、決してないわけではない。そういうことも考えた上で条例を作っていくか、特定の事例に対処するための今条例を作ろうとしているわけではなく、これから先5年10年何らかの形で適用されていくということを考えると、特定の事案、特定の人を頭に置いて考えてはいけないかなというふうに思う。

(片岡委員) 今の金子委員のお話を聞いて、先ほど氏名を公表するというふうに言ってしまったのだが、自分が軽率だったと反省している。今、金子委員からご説明のあったとおり、本当に慎重に考えなければいけないなと思った。

(金委員) もちろん例を思ったことは事実だが、でもこの大阪市、東京都、川崎市の例を見ながら、最初考えた時に、やはり相手の行為がしっかりある。その行為がなくただ氏名公表するのではなくて、その行為に対してそれが不特定多数に広がったり、ビラをまかれたり、思ってもいない自分の新聞の折り込みに入ってきたりする。そういう行為を、拡散防止をする上での話である。そういう時はやはり相手がやったことに対してしっかり責任を持たせるという意味では、氏名公表はあり得るのかなと私は思う。相手の行為があつてのことを私たちは議論していて、そういう人たちがすごいスピードで拡散してしまったものを取り消す作業、あなたたちにそれをやってはいけないんですよって分らせることは、

やはり相手に分からせる方法って、こういう勧告をしたり第三者機関でちゃんとそれを調べてここまであなたたちはしたから、これは名前出しますよって、社会的にだめですよってことは言ってもよいと思う。

(金子委員) そうであるならば、私はこの言動の禁止、ヘイトスピーチの禁止の流れ図で言うところの(6)の流れの中に入れ込むべきであるというふうに思う。その上で、ある程度対象も絞った方がよいと思う。特定の個人に対する極めて不当な侮辱的行為であったり、そういったものも含めて、単なる差別的な言動というものをそのような氏名公表の流れには乗せるべきではないというふうに思う。なので、(4)の流れなのか、(6)の流れなのかという振り分けである。それで今、金委員がおっしゃったように、一部の行為については制裁的公表も私は別に否定するわけではないので、金委員がおっしゃっているのがどのような行為なのかは分からないが、(6)の流れの方に乗せればよいのではないかと。

(竹村委員) 私の頭の中で考えているのは、言動の禁止の部分でこういう流れがあるのかなという部分があるが、この拡散の防止についてだけここに取り上げているという部分は、インターネットやそういうもので、言動の禁止というものと別の事案であると、行動であるということから別になっているのか。よく分からないので教えていただきたい。私の意見では、言動の一つに入るのかなと思うのだが、どうか。

(矢嶋会長) 事務局若しくは金子委員、辻委員からご説明いただけないか。

(金子委員) そうおっしゃられて私もそのとおりだと思うが、拡散というのも表現行為の一種なので、そういう意味では言動の制約である。その意味では(4)と(6)は同じようなものであるが、ただ(4)と(6)とでは、言動の内容が違うのと、方法が若干違うということになる。

(辻委員) 金委員がおっしゃったとおり、拡散の防止というのも重大な損害を発生せしめるものであるため、やはりそれは同じだと思うが、大阪市の場合は私たちが目指すものとは少しルートが違うので、金子委員がおっしゃるとおり、勧告をして命令をして、相手方に第三者機関に意見を述べる機会を設けた上で事実、あるいは制裁的な公表(ここは争いがある)をするというのがよろしかろうというふうに、今皆さんの意見を聴いて思った。

(工藤委員) 拡散の防止と下の公表のところとが混同しているので、僕も最初この下の方かなと思って議論していたのだが、やはり上の方の(4)だとこの公表はかなり慎重にならざるを得ないと思う。ここに載せるのがよいのかどうか分からないが、やはりメインは(6)だと思うので、それをどう表現するのか。(4)のところを、事実の公表なのか、氏名の公表なのか、あるいは指導か何かが入ってくるのか。これはちょっと慎重に考えた方がよいと思う。(6)の方できちっと位置づけた方が、公表についてはよいのではないかと。二重になっている場合もあるし、混同して議論が進んでいるので、ちょっと整理した方がよいかなと思う。辻委員、金子委員の意見はもっともだと思う。

(金委員) 言動の禁止はこれからあるとして、拡散にはインターネットというこれからもっと使われるであろうものが重点的に含まれるのではないかと。その場合は、これからもっと拡散防止をしっかりと禁止する、そういうことにつながるとしたら、これはこれで一本立てて、勧告、命令、公表でいってもよいのではないかと。直接聞かなくても、ネット上で誰でも見ることができるよう、そういう拡散ができる時代になってしまったので、と思う。

(矢嶋会長) 議論が少し錯綜しているところもあるかと思う。事務局に確認だが、この拡散の防止と言動の禁止を別立てでフローチャートを作っていたというのは、これは例えば大阪市、東京都、川崎市でも別立てで項目を立てていてそれにのっとったということか。

(事務局) 会長のおっしゃったとおりである。言動の禁止については、資料2にも書いてあり、(6)言動の禁止のところの一番下に川崎市の「川」という文字があるが、言動の禁止について明確に規定しているのは川崎市である。そして、川崎市については、言動の禁止、公の場所での街宣活動などだが、そういったもので一定の要件を満たすものを禁止するとともに、別立てで拡散の防止措置、インターネットでの拡散の防止が規定されている。大阪市と東京都は、川崎市のような言動の禁止という規定はないので、それ一本の条例となっている状況である。

(矢嶋会長) 当初予定していた終了時間が近づいており、本日予定していた議事はちょっと進まない状況であるが、今日のご意見を踏まえて、このフローチャートをどのように組み立て直すのか、直さないのかということ事務局でもご検討いただく必要があるかなと思う。特に今日この段階でご意見を述べたいという方がいらっしゃれば伺いたいと思うがいかがか。

(辻委員) 今のチャートのところで、おそらく皆さん(6)で一致しているのではなかろうかと私は感じたが。

(矢嶋会長) 私の理解が違うか。金委員は、辻委員がまとめていただいた内容でよろしいか。私は、言動の禁止とは別に拡散の防止も立ててほしいと言われたと思っていたが。

(辻委員) 金委員がおっしゃっていたのは、拡散の防止が被害者に対してすごく深刻な影響を及ぼすので何かしらの公表の措置が必要だと。それに対して手続的な保障が3つ、勧告・命令・公表と、その間に第三者機関に意見聴取をしているのでそれでよろしかろうという金委員のご意見だったので。そこはもう一致に至ったと私は今理解したのだが。

(金委員) そのとおりである。

(矢嶋会長) 私の勘違いで申し訳ない。では、この件に関しては、本日の会議で(6)の方に一本化するということよろしいか。

(辻委員) 公表する場合は、対象となる表現については、金子委員が間口を広くとおっしゃっていたところなのだが、公表する場合の表現というのは、かなり第三者機関で絞り込むということでコンセンサスに至ったということよろしいか。

(矢嶋会長) それは一致していたと思う。

(辻委員) 承知した。

(事務局) インターネットの話が一番多いと思うが、勧告や命令をする際に、おそらく誰に対して勧告・命令をするという話になろうかと思う。理解が間違っていたら申し訳ないが、インターネットの場合、氏名について分かるかどうかというところは、あくまでプロバイダの任意の協力になるのかという気がしている。そうすると、勧告や命令といった手続がなかなか踏みづらいところもあるのかという感触である。その点についてはいかがか。

(矢嶋会長) インターネット上の拡散ならではの問題があるということだがいかがか。

(金子委員) 氏名が分かったときには氏名までの公表はできるが、分からないときには事実の公表のみに留まらざるを得ないというふう思う。

(辻委員) おそらく、プロバイダに問合せをして、プロバイダに氏名を公表するかどうかの選択を与えられるので、先ほど提言したとおり、また今、金子委員がおっしゃったとおり、その場合についてはその事実だけということになるかと思う。そうすると、そのプロバイダが公開を拒否したことが事実として市が公表するということになるのだろうと思う。

(事務局) 氏名が分からないと勧告や命令をしづらいというところがあるが、勧告や命令なしにそういった事実の公表をしていくというイメージでよいか。

(金子委員) 確かに、勧告・命令の名宛人が不明であると勧告・命令にならない。

(辻委員) 不当な差別の被害の申立てが第三者機関に届いた段階で一気に入示請求をしていくことになると思う。市(第三者機関)の認定に基づく被害者の請求に対して、相手方のプロバイダは、相模原市の条例の不当な差別の間口の広い定義に該当するかどうかを、プロバイダの方で判断するということになる。プロバイダが発信者情報を開示するのであれば、開示された内容が第三者機関に届けば、その第三者機関が公表するかどうかをまた判断する。なので、何かしらのそうした申立てがあった瞬間に開示請求をかけていくということは、避けられないというふうに思う。

(金子委員) 事務局にお願いだが、私もプロバイダ責任制限法の内容がよく分かっていない。ここは、プロバイダ責任制限法の中身が非常に大きく絡んでくるので、私を含め委員の皆様方にプロバイダ責任制限法の中身を次回示すような資料を一つ作っていただけないか。それによって、今、辻委員がおっしゃったとおり、どういうプロセスでどこまでのことができるのかが決まってくると思うので、その点をお願いしたい。

(辻委員) おそらく事務局の方でも請求する際の項目、請求手続というのは事務局の方で把握しておかないとならないかと思うのでその辺りは重要かと思う。

(矢嶋会長) そのような要望があったが、事務局はその点よろしいか。

(事務局) 資料について検討させていただく。

(矢嶋会長) よろしく願います。

(岩永委員) そもそも(4)と(6)を分けたのは、川崎市の条例が本邦外出身者に対するもので別項目を挙げているからこのようになったわけで、全部に拡散の防止や言動の禁止とかをかけることになった相模原市の条例については、二つに分ける必要はないのでは。

(矢嶋会長) 私自身も勘違いしていたが、皆さんも二つに分ける必要はないということで今日の結論は一致をみたと思う。

(事務局) 今、(4)と(6)について、二つではなく、(6)言動の禁止の流れに一本化ということでお話があったが、先ほどの金子委員がおっしゃったプロバイダ責任制限法の関係の手続もあるので、そちらの方の資料を示させていただいて次回のところでまた検証をしていただくということでもよろしく願いたい。

(金子委員) (4)がなくなるというわけではないという理解でよろしいか。(4)の公表が(6)の方に移るだけであって、資料2の(4)の左側の拡散を防止するための措置は、そのまま残る、つまり(4)の流れは一本残るという理解でよろしいか。(4)の公表が(6)の方に移動するかもしれないだけであって、(4)全部がそのままなくなるわけではないということでもよろしいか。

(事務局) 公表の部分がなくなるというわけではないという部分だが、(4)(6)の部分、今、金子委員がおっしゃった部分とプロバイダ責任制限法の部分もあるので、ここでこう

いうふうに決まったというものではなく再度次回の審議会で検討させていただくということでもよろしいか。

(工藤委員) よいと思う。

(金子委員) 私もそれでよいと思う。

(矢嶋会長) 辻委員からも賛同をいただいたので、ではその形で事務局は次回に向けて準備を進めてもらいたい。

(工藤委員) (4) (6) は工夫して一緒にできないか。そうするとすっきりする気がする。拡散防止措置を一つ横に置いておいて、どこかでつなげていくとか。そうすると公表がすっきりするのではないかと思う。それも一つ考える内容かと思う。

(矢嶋会長) それも含め、今日で結論づけるというわけではなく、事務局の方でも検討していただき、次回どういうふうにするのかを改めて皆さんにご相談させていただきたいと思う。

## 2 その他について

(矢嶋会長) それでは、事務局からはそれ以外何かあるか。

(事務局) 審議会の冒頭でお話させていただいた、先日の金委員が警察にご相談に行ったという部分で、工藤委員が同行してくださっているので、工藤委員からお話をいただければと思う。

(工藤委員) 先日、金委員と一緒に行ってほしいと依頼されて警察署に同行した。私と金委員が警察の担当者に会ってきた。ただ、警察もヘイトスピーチのことについては全く理解がなく、一般相談、一般の困り事相談のような部署であった。したがって、金委員にとっては大変不満であったと思う。私からは、これはヘイトスピーチだということを警察は認識してほしいということを強く言っておいたし、金委員も被害の実態はこうだということをそれぞれ警察に言っておいたが、対応している人が本当に受付くらいの人であったため、その後どうなるか分からないが、一応自宅周辺、それから団体の周辺についてはパトロールを強化すると。金委員の自宅周辺であれば、必ずパトロールに来たことの知らせを置いていくことを約束してくれた。その後具体的にどうなったのかは分からないので、金委員からもっと詳しく報告してもらった方がよろしいかと思う。ちょっと本当に期待倒れの対応であった。

(金委員) 先ほど事務局からどのように報告があったか頭から離れてしまったので、できれば何とおっしゃったのか皆さんにもう一度お願いしたい。

(事務局) 金委員のご自宅の周辺に見知らぬ方がいらっしゃることの対応として、市では、4月27日の審議会の翌日に警察にまずご相談をさせていただいたところ、相談先と、そして相談のある金委員ご自身が警察に来てご相談していただきたいという話があったので、金委員に連絡をさせていただいた。金委員の方で警察に相談をしたいとのお話があったため、日程の調整をし、5月13日に工藤委員にもご同行いただき、金委員と市職員と3人で警察に赴いていただいた。その際に、ご相談と、自宅周辺のパトロール巡視をお願いして現在警察の方でご対応いただいている話をさせていただいた。

(金子委員) 今、報道・傍聴が入っている中であるので、プライバシーに関わるようなことは、なるべく発言しない方がよい。最初まだ報道・傍聴がない段階でお話になったのは分

かるが、今ここで何を話す必要があるのか。場合によっては、報道・傍聴が退室していただいてもよいと思うのだが。私が心配なのは、金委員が何かお話になったときに、金委員の個人情報漏れることを大変危惧する。

(金委員) ありがとうございます。

(矢嶋会長) 金委員のお気持ち、ご希望をまず伺いたいが、報道がいる中でお話されたいということか、若しくは今、金子委員がご懸念されたように、報道がないところでお話いただいた方がよいのか、金委員のご意思を確認させていただきたいが、いかがか。

(金委員) 私から言うことはない。皆さんちゃんとおっしゃってくださって。全て事実であり、毎日巡視カードが自宅に届くようになった。それが安心なのか不安なのかまだ分からないが、先月の続きを皆さん知りたいと思うので。ちゃんと警察に行ってきて見守っていただいているということは報告しておく。

(矢嶋会長) それでは、以上をもって一旦締めさせていただきます。報道機関、傍聴者の皆様は、退席をお願いします。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席